

## 枚方市共助版ライドシェア補助金交付要領

### 第1 趣旨

この要領は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）及び枚方市共助版ライドシェア補助金交付要綱（令和7年枚方市要綱第40号）の規定に基づき、枚方市共助版ライドシェア補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 補助金の交付の対象団体

補助金の交付の対象となる団体は、概ね100世帯以上を対象に共助版ライドシェアを行う非営利団体とする。なお、対象世帯数の条件を満たすため、複数の団体が共同で共助版ライドシェアを行う場合も交付対象団体として認めるものとする。

### 第3 補助対象行為

補助金の対象となる行為は、公共交通利用促進の観点から、鉄道駅やバス停を目的地とした運送、かつ、バスなどの公共交通機関の路線や運行ダイヤとの重複を避けるなど、既存の公共交通機関の利用を阻害する恐れがないものとして、地域公共交通会議で確認された運送とする。

### 第4 利用者からの収受

共助版ライドシェアを利用した者からの収受額は、国土交通省が発出する道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン等、関係通達に示される範囲内とする。

### 第5 事前協議

補助金の交付を受けようとする者は、交付に係る申請書及び添付する書類の内容について市長と事前に協議しなければならない。

### 第6 申請書の様式及び添付書類

- (1) 補助金の交付に係る申請書の様式は、別紙「交付申請書」（様式第1号）のとおりとする。
- (2) 補助金の交付に係る申請書に添付する書類は、次のとおりとする。
  - ① 共助版ライドシェア事業計画・予算書（様式第2号）
  - ② 共助版ライドシェア利用規約
  - ③ 団体の規約
  - ④ 団体組織図
  - ⑤ 団体役員名簿
- (3) 予算書には補助金の使途が確認できる予算額を計上しなければならない。
- (4) その他市長が必要と認める書類

### 第7 申請書及び添付書類の審査

市長は、申請書及び添付書類の内容について、必要に応じて申請者にヒアリングを行い、是正を求める。

### 第8 交付の決定

- (1) 市長は、補助金を交付することが適当と認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定する。
- (2) 市長は、補助金の交付を決定したときは、その旨を交付決定通知書（様式第3号）により速やかに当該被申請者に通知する。
- (3) 補助金の交付の決定に通常要する期間は、30日間とする。

## 第9 対象期間

補助金の交付対象期間は、会計年度期間（4月1日～翌年3月31日まで）とする。

## 第10 承諾事項

被補助者は、交付決定を受けた共助版ライドシェアの実施内容を変更したり、中止したりする場合は、事前に市長に報告しなければならない。ただし、次の場合は除く。

- (1) 共助版ライドシェアの実施日時の変更
- (2) 天災、その他やむを得ない事情による共助版ライドシェアの実施回数の減少

## 第11 実績報告の様式及び添付書類

- (1) 実績報告に係る報告書の様式は、「実績報告書」（様式第4号）のとおりとする。
- (2) 実績報告に係る報告書に添付する書類は、次のとおりとする。
  - ① 共助版ライドシェア事業報告・決算書（様式第5号）
  - ② 領収証等
  - ③ 運送記録（運転手、利用人数、運送距離、運送経路、運送時間がわかるもの）
- (3) 決算書には、補助金の交付に係る収支を記載しなければならない。

## 第12 領収書の取扱い

- (1) 報告書に添付する領収書は、補助金交付額に係るものとし、写しも可とする。
- (2) 領収書は、発行日、金額、使途、受取り名義、発行元が明記されたものとする。また、領収書の名義は原則として、構成団体名を記載するものとする。

## 第13 補助金の額の確定

市長は、報告書及び添付書類について審査を行い、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、確定通知書（様式第6号）により被補助者に通知する。

## 第14 補助金の交付方法等

- (1) 補助金は、原則として精算払いにより交付するものとする。
- (2) 補助対象行為の内容等に照らして必要があると市長が認めるときは、枚方市補助金等交付規則第17条1項に基づき、概算払いを行う。
- (3) 被補助者は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙「補助金交付請求書兼口座振込依頼書」（様式第7号）により請求するものとする。

## 第15 公表

補助金の事業内容（被補助者から提出された事業報告書、決算書等）は、市のホームページ等により公表を行うものとする。

## 第16 施行期日

この要領は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。

この要領は、令和5年(2023年)1月16日から施行する。

この要領は、令和5年(2023年)3月2日から施行する。

この要領は、令和7年(2025年)10月29日から施行する。